

1 概要

別居中の夫婦の間で、生活費（婚姻費用）の分担について話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に調停の申立てをして、婚姻費用の分担を求めることができます。また、一度決まった婚姻費用であってもその後に事情の変更があった場合（収入が増減した場合や子どもが進学した場合など）には婚姻費用の額の変更を求める調停を申し立てることができます。

調停手続では、調停委員会が、あなた及び相手から事情を聴いたり、書類等を提出してもらったりして、双方の収入や子に必要な費用がどのくらいあるのかといった事情を把握し、婚姻費用の算定表を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

婚姻費用の算定表は、次のサイトに掲載されていますので、参照してください。

http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/index.html

2 申立てに必要な費用

収入印紙・・・1200円

連絡用の郵便切手・・・80円×8枚，20円×8枚，10円×10枚 合計900円分

3 申立て時や調停進行中の提出書類等とその取扱い

(1) 申立て時の提出書類等

申立書 3通

申立書は、相手に送付しますので、裁判所用、相手用、あなた用の控えの3通を作成してください。

事情説明書 1通

連絡先等の届出書 1通 * 秘匿希望の場合は、「非開示の希望に関する申出書」も作成してください。

進行に関する照会回答書 1通（これは、相手が見ることはありません。）

夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通（あなたと相手が内縁関係の場合は不要です。）

戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

(2) 調停進行中の提出書類等

必ず提出していただく書類等

次の書類は、第1回調停期日までに提出してください。

収入に関する書類等

源泉徴収票写し、給与明細写し、確定申告書写し、非課税証明書写し等、あなたの収入が分かるもの

過去の婚姻費用に関する取り決めや支払状況に関する書類等

過去の審判書、判決書、調停調書等

その他の提出書類等

特別な費用（子の私立学校の授業料等）に関する書類等が考えられますので、必要に応じて提出してください。

事案によっては、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

(3) 上記(2)の提出書類等の提出方法

- ・ 婚姻費用分担請求調停事件は、当事者双方がお互いの経済状況を理解した上で話し合いを進

める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手用としてコピーを2通を提出するとともに、調停期日にはあなた用の控えを持参してください。

- ・ 書類等の中に相手に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手用のコピー2通全て同様に作成してください。）
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。相手にその書面等を交付するか否かについては、裁判官が判断することになります。

この提出方法は、婚姻費用分担請求調停事件での取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

(4) 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。（ただし、申立において提出された「進行に関する照会書」は相手が見ることはありません。）

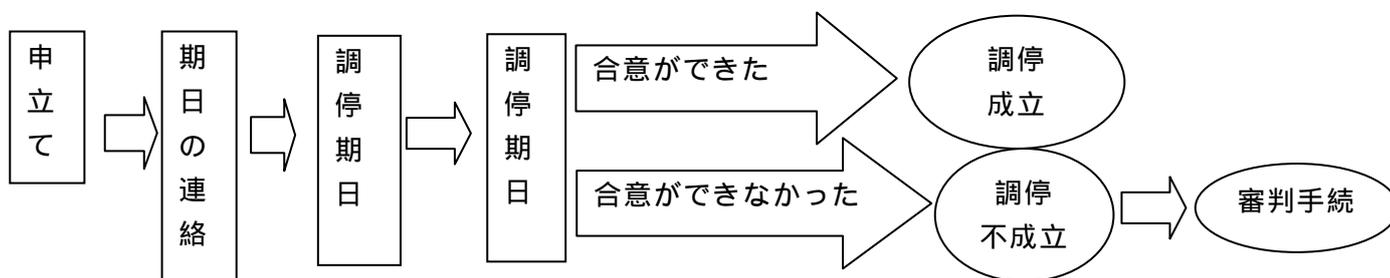
また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、原則として許可されますのでご注意ください。

4 申立先

相手の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手との間で担当する家庭裁判所について合意できており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

5 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。



その他、ご不明な点がある場合は、担当書記官にお尋ねください。